

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成27年8月15日  
(平成27年7月受付分)



平成27年7月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計8件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆自治体の消費生活センターだと思ったら行政書士等から費用請求！

### 事例：

スマートフォンでアダルトサイトに入ってしまった、動画の再生ボタンを2回押したら突然「登録完了。3日以内に年会費約10万円を支払うように」と表示された。退会しようと業者に電話をすると「すでに登録になっている。17時までに振り込むように」と言われたため、慌てて「消費者センター」をインターネットで検索し、画面の上位に表示された相談窓口で電話をした。行政書士の事務所のように、「4万円でサイトに知られた個人情報削除してあげる」と言われた。(学生 女性)



## アドバイス

- 公的な窓口である消費生活センターに相談しようとインターネットを検索し、上位に表示された機関に相談したところ、民間業者や一部の行政書士であり、費用を請求されたという事例が報告されています。
- インターネットを検索する際には、「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。
- 民間業者や行政書士が「解約交渉を行う」ことは、法律に触れる可能性があります。
- 日ごろから、お住まいの自治体の消費生活センターや消費者ホットライン(188番)の電話番号をスマートフォンなどに登録しておきましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第89号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
14	中学生の娘がパソコンでアダルトサイトにアクセス。年齢をクリックしただけで登録になり、料金を請求されている。
12	中学生の息子が小型ゲーム機でアダルトサイトにアクセス。画像をタップしただけで登録になり、料金を請求する画面がでた。誤作動の方はメールを送るよう書いてあったので、メールをしたが、その後電話するようメールが頻繁に届くようになった。どうしたらよいか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)